

(5) 研究組織の改革

(国立大学法人化)

国立大学の法人化については、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会」(文部科学省に設置)の最終報告である「新しい「国立大学法人」像について」(平成14年3月)において基本的な制度設計について提言が行われ、また、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する」とされた。これらを踏まえ、平成15年通常国会において「国立大学法人法」等関連6法案が成立し、平成16年4月から国立大学法人へ移行した。

○ 国立大学法人化の概要

国立大学89大学及び大学共同利用機関13機関が、国立大学法人89法人及び大学共同利用機関法人4法人に統合。

- ・「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保
- ・「民間的発想」のマネジメント手法を導入－「役員会」制の導入・「経営協議会」の設置
- ・「学外者の参画」による運営システムを制度化－「学外役員制度」の導入
- ・「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行－能力・業績に応じた給与システム
- ・「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

等

(国立研究所等の独立行政法人化)

平成13年4月1日、97の国立試験研究機関(当時)のうち、68機関を32機関に独立行政法人化(うち、非国家公務員型は(独)経済産業研究所(経済産業省)のみ)し、新たな体制で業務が進められることとされた。

一方、研究開発型特殊法人等においても、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)により、事業の徹底した見直し等を行い、他の独立行政法人等との統合等により、12機関のうち2機関をのぞき独立行政法人化された(うち2機関は、平成16年度中に廃止・統合する方向)。

○ 独立行政法人化により法人の長の人事、予算、組織改編等における裁量の拡大(取組の具体例)

- －次年度繰越、複数年契約による研究予算の柔軟な運用
- －法人の長の裁量による奨励研究枠による所内公募型競争的研究資金として活用
- －研究成果を機関帰属とした上での、褒賞の見直しなどの知的財産関係の規定の改正
- －研究系の職員の選考採用に係る手続きの簡素化
- －研究休職に係る手続きの簡素化
- －任期付研究員制度における採用手続き等の簡素化
- －人事院規則に基づくプロジェクト任期制における採用手続等の簡素化